

産業構造審議会知的財産政策部会
第30回商標制度小委員会
議事録

1. 日時・場所

日時：平成24年11月12日（月）15：30～17：30

場所：特許庁庁舎16階 特別会議室

2. 出席者

土肥委員長、遠藤委員、岡本委員、神林委員、高崎委員、竹田委員、田村委員、松尾委員、柳生委員、山本委員

3. 議題

○商標制度の在り方について（報告書案）

4. 議事内容

資料1「商標制度の在り方について（報告書案）」及び資料2「文字商標の音声的使用について」について、事務局から説明したところ、資料1について、事務局で必要な修文を加え、修正内容について各委員が確認した上で、パブリックコメントを行うことになった。

なお、委員から出された意見と事務局回答の概要は以下のとおり。

(1) 新しいタイプの商標の保護の導入について

①商標の定義、保護対象とする類型について

(委員)

- ・「におい」等について、新しい商標として保護の対象にするかどうかは今までずっと議論してきたところであり、検討すべきところはなおあるという考え方自体に異存はないが、今後、「におい」等については、この小委員会でその必要性や保護対象として適しているかどうかについての検討を続けていく、と理解して良いか。

(事務局)

- ・「におい」等のその他の非伝統的商標については、保護の実需というものが出てきて、審査体制などが確立して、適切な制度運用が定まったと言える段階では保護対象として追加するという事。今後、保護対象を追加する際には、当小委員会に諮りたい。

(委員)

- ・「におい」に関しては、いろいろと反対意見も出ていたので、後々保護の実需が明らかに

なったときに、改めて検討ということで良いと思う。

- ・商標の定義については、これまでの委員会では、大部分の委員が包括的な規定とすること、その上で例示列举を挙げること、さらには、識別力も定義に加えるという方向でずっと議論してきた。今回の報告書案はそれとは違う方向性になっており、この点について大いに疑問を感じる。
- ・これまでの小委員会の議事録を見ても、定義については、包括的で良いという意見ではなくて、例示プラス包括的な規定にすることで、どういう商標が保護されるのかが分かり、非常に簡潔明瞭で良いという意見が多くあった。報告書である限り、今までの議論をそのまま記載していただきたい。
- ・定義の議論については、これまでの小委員会で満場一致ではなかったということをきちんと踏まえており、今回の報告書案のまとめ方については、少数派からも納得できるものである。
- ・これまでの小委員会の議論では「におい」についてもかなり積極的に話が進んでいたような気がするが、今回は慎重な方向性に変わっている。そうすると、もし包括という案に戻す場合、今度は逆に「におい」を省くのをどういう形で担保するのかという方策を考える必要があるのではないか。

(事務局)

- ・小委員会の議論の経過と違うのではないかとこのところは各委員からの御指摘のとおり。第27回委員会などの考え方とは違う整理になっていることは事実。この報告書に書いたとしても、法制的に通らなければそれは本当に絵に描いた餅であるため、法案化における検討状況を踏まえた整理とした。
- ・定義の包括規定については、この小委員会にお諮りをしたときには、包括的な規定にすると外延が非常に膨らむので、識別性を別途入れて縛っていこうという考え方であった。一方、法案化の議論においては、検討の途中段階ではあるが、包括規定では非常に外延が不明確になる等の理由から限定列举とした。また、限定列举にしてしまうと、その他の非伝統的な商標の保護のニーズが高まるたびに法改正しなければいけないので、その他の非伝統的な商標については政令に委任することを含め検討が進んでいるが、この部分もまだ確定した状況ではない。

(委員)

- ・立法政策上の問題はよく理解しているが、それにしても小委員会の議論の方向を簡単に曲げるわけにはいかないのではないかと。他の委員が疑問に思うのはそのところだろう。
- ・事務局が今回のような報告書案を委員会に提示したことは逆に誠実だと思ったが、小委員会の結論をどのように法改正案に反映していくかというのは、それはまた別の話ではあるので、商標の定義について、従来の小委員会の議論の経過については、報告書に丁寧に書くべきである。

②文字商標の音声的使用について

(委員)

- ・例えば「特許」という文字を「トッキョ」と読みあげるのは、文字と音の結合商標ということになるのか。そうであれば、「特許」という文字に音源が付くと考えれば、今までの商標の外観、称呼、観念の称呼により出願の段階で登録排除できるのではないか。

(事務局)

- ・出願の時点では、例えば、文字商標で「特許」という登録文字商標があつて、それと類似する商品について、今度「トッキョ」という音源データの音の商標が出願された場合には、これは登録文字商標と類似するものとして、審査では拒絶理由通知をかけるというのが基本的な考え方であり、要するに、音と文字間の領域にわたったクロスサーチをするという運用になる。

(委員)

- ・従来文字商標を持っている者がラジオ等でコマーシャルを流したり、あるいは小売店等で自己の店舗名を連呼したりということは頻繁に行われているが、他人に当該音の商標が取得されてしまうと、従来からしてきたコマーシャルや、小売店での連呼ができなくなるのではないか。事務局案は、文字商標を登録している者の音声的な使用について、音の商標の商標権を取得しない限りはその使用が保障されないというのが、少し問題ではないかと思う。
- ・例えば第70条で色彩が異なるものまでに広げられているように、文字商標には称呼の範囲まで専有、あるいは積極的効力の範囲内にするという形で決め、その上で、周知性を要件としない継続的使用を認めることで、基本的には新しい商標制度によって混乱が起きるのを最小限にすることができるのではないか。

(事務局)

- ・第70条のような規定において文字商標の専有権を広げることについて、事務局では、専有権というものが相並び重複するようなことは制度上避けるべきではないかということから、このような調整を提案させていただいた。

(委員)

- ・企業の立場からすると、文字商標について、ラジオ等で音声的に広告をするというのは普通にされていることであるが、今後、音の商標が導入されたときに、音の商標の商標権も取得しなくてはならないようにはしないで欲しい。事務局の提案は、文字商標の効力が音の商標に及ばないというのを明確に規定してしまうことになり、実際に混同が生じるような場合でも裁判で争いようがなくなってしまうのではないか。

- ・審査において明確に後願が排除されるのであれば、調整規定は要らないのではないかと考える。登録文字商標同士の問題は残るものの、文字商標の音声の部分と音の商標の文字のところは、これから出願されたものを全部しっかりと審査して拒絶してくれるのであれば、あまり問題にならないのではないかと。
- ・事務局提案は、混同しそうな商標を音と文字で併存させようという考え方と思われる。そうすると、権利者が使用する分には良いかもしれないが、市場での混同を防止し消費者を保護するという観点から問題があり、商標法の目的上も問題があるのではないかと。
- ・音声的使用について、前から持っている文字商標の商標権者の使用というものが損なわれないで、音の商標の新しいタイプの商標を認めるとすると、事務局提案のように、お互いに禁止権が及ばないというふうにするには得ないのではないかと。
- ・文字商標から複数の称呼が生じ、またその称呼がどの文字商標の称呼なのか分からないという意見があることは承知しているが、ただ、我々が日常的にラジオを聞いていたり、店の中に入ってきたりして、ほとんど文脈的に 99%は、漢字も含めて何をしゃべっているかわかるように生活していると思うので、基本的には文脈で判断できるのではないかと考えている。
- ・事務局提案は、運用も絡んでくるので審査基準でしっかりと対応すれば、それほど懸念することはないと思うが、それだけでは産業界から十分納得しにくいところがあるのだとすると、もう少し丁寧な説明が必要。

(事務局)

- ・事務局の提案は、文字商標として従来から登録をとっている方、あるいは使用している方の使用自体が制限されるわけではないということは、そういう意味では従前のものと同じということは御理解いただければと思う。もちろん、文字商標を音声的に発声することを前からやっている人には、継続的な使用権がある。いずれにしても、もう一度意見を整理して、資料のほうも修正を試みたい。

(委員)

- ・商品の国際分類を採用したときも、旧分類から新分類になったときも蹴り合いがいっぱいあったが、それも、やはり当事者間で解決してきている問題であり、争いは当事者間で解決すればいいのではないかと。

③商標の登録要件、商標の特定について

(委員)

- ・登録要件、不登録事由について審査基準ワーキンググループなどで具体的に検討される中で、諸外国の審査基準などで使われている、「本来的に識別力を有しない」という考え方を踏襲して欲しい。
- ・権利範囲の特定方法について、「音」については音声ファイルの提出を求めるとされて

いるが、「動き」については動画ファイル、「ホログラム」についてはホログラムの現物の提出も求めるということを検討して欲しい。

(2) 地域ブランドの保護の拡充、審判制度について

①地域ブランドの保護の拡充について

(委員)

- ・地域団体商標の主体要件を商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人に広げることに賛成。ただし、特定非営利活動法人については、いろいろな団体があると思うので、今までどのような地域ブランドの普及・発展の活動をしてきたかを見る必要があるのではないか。

(事務局)

- ・特定非営利活動法人も主体要件という意味では、商工会や商工会議所と同じような加入の自由が根拠法で規定されている。実際の活動内容云々については、恐らくこれは地域団体商標の登録要件の中に「周知性」があるので、その周知性の判断の中で、どういう活動をしている団体であるかとか、どういったものについてその商標が使用されているかという辺を考慮していくという方向になろうかと考えている。

②登録後に識別力を喪失した商標の取消制度について

(委員)

- ・登録後に識別力を喪失した登録商標の取消制度は必要であると考え。諸外国の制度及び運用状況の詳細な調査を早急に行い、速やかに再度検討していただきたい。
- ・普通名称化の防止措置について、アンケート結果では 50%以上のニーズがあったと理解している。なぜ「取り消し制度を今後検討する際に、あわせて検討」するのか。普通名称化の防止措置だけを切り離して検討しても良いのではないかと。

(事務局)

- ・前回の委員会で、海外の制度について、法律上の担保ができていないかどうかとは別に、運用上できていないのではないかという点も指摘があったが、法律上の観点から見れば、取り消し制度がなく、防止措置を持っているところはないということなので、両者はセットでの検討を考えている。また、前回の委員会では、防止措置について懸念の声もいただいている。

③登録異議申立制度見直しについて

(委員)

- ・無効審判制度とは別に異議申立制度を維持することに賛成。ただし、登録異議申立制度が必ずしも満足いくものであるとは思っていない。例えば、第3条第1項各号で識別力

の問題や、第4条第1項第10号の未登録周知商標といったものを異議申立人として立証するためには、かなりの立証資料を出さなければいけないが、付与後異議申立制度の場合だと、そうした立証資料を出したが、その結果、異議申立がうまくいかなかった場合には、即侵害の証拠を自分で提出してしまったという結果になってしまう。そのため、付与前の異議申立制度に戻す、あるいは付与前に何らかの公衆審査の機会を制度的に設けるということも今後検討して欲しい。

以上

-
- <この記事に関する問い合わせ先>
 - 特許庁総務部総務課制度改正審議室
 - TEL：03-3581-1101 内線 2118
 - FAX：03-3501-0624
 - E-mail：[お問い合わせフォーム](#)
 - 特許庁審査業務部商標課商標制度企画室
 - TEL：03-3581-1101 内線 2806
 - FAX：03-3508-5907
 - E-mail：[お問い合わせフォーム](#)